

「福島県借上げ住宅賃貸借契約の終了(退去時)の手続きについて」

◎借上げ住宅から退去する場合には、「仮設住宅等使用終了届」の提出が必要となります。

この届出は、

— 一次の借上げ住宅へ住み替えをする場合

— 自己契約をした公営住宅や民間賃貸住宅への転居

— 住宅を購入、新築したことによる転居 等

現在使用中の借上げ住宅から、入居者全員が退去する場合には必ず提出していただくこととなります。

◎手続きについて

(1)入居者は「仮設住宅等使用終了届」に必要事項を記入押印後、仲介業者に連絡し貸主または貸主代理から確認のため日付の記入、記名と押印をいただいでください。

※「仮設住宅等使用終了届」用紙は役場窓口の他、双葉町ホームページからダウンロードしていただくか、ご連絡いただければ郵送によりお届けいたします。

(2)「仮設住宅等使用終了届」は原本の提出が必要となりますので、下記連絡先まで郵送等で提出してください。また、役場窓口に直接提出いただいても結構です。

(3)「仮設住宅等使用終了届」が提出された後、役場より「福島県」、「貸主または仲介業者、管理会社等」へ申入れを行い解約となります。

◎解約の注意点

(1)「仮設住宅等使用終了届」の届出は、必ず退去前に行ってください。

原則、退去予定日の1ヶ月前の届出が必要ですが、近々に退去せざるを得ない場合には電話等でご相談ください。

(2)入居者様の故意又は過失による入居物件の損壊に対する修理費用は入居者様の負担となりますので、退去時には後でトラブルにならないよう、必ず貸主・貸主代理又は仲介業者様の立会いを受けて費用負担の確認を行ってください。

◎「届出避難場所」の変更について

これまで役場に届け出ていただいた避難先(届出避難場所)を変更される際には新しい避難先を、役場 戸籍税務課へお知らせください。

「届出避難場所証明書」の発行や、役場からのお知らせ等の送付先は、この「届出避難場所」に対して行われます。(送付先を別途登録することも可能です)

ご連絡先 : 双葉町役場 いわき事務所 生活支援課 借上げ住宅担当

TEL 0246-84-5200(代表) : FAX 0246-84-5212

※裏面には「仮設住宅等使用終了届」の記入例があります

平成 年 月 日

双葉町長 あて

退去する借上げ住宅の物件名、棟、部屋番号を記入。

入居代表者の記名・押印。

入居住宅名称・部屋番号 ○○アパート ○○号室

入居者氏名 双葉太郎 **印**

終了後(退去後)の新住所を記入。※公営住宅・賃貸住宅の場合は、団地名・棟・部屋番号まで記入してください。

終了後住所 いわき市東田町○丁目○○ ○○アパート○号室
※公営住宅や民間賃貸住宅の場合は、団地名・部屋番号まで詳しく記入ください
電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

仮設住宅等使用終了届

私は平成○○年□□月○○日に下記理由により退去(使用終了)しますので届け出ます。

退去日を記入してください。

1 退去(使用終了)理由(番号に○をつけてください。「その他」の場合は理由を()内に具体的に記載してください。)

- ① 新築住宅取得により退去
- ② 中古住宅取得により退去
- ③ 民間賃貸住宅への移転による退去
- ④ 公営住宅など公的賃貸住宅へ入居により退去
- ⑤ 貸主都合により退去
- ⑥ その他()
- ⑦ 自己負担での継続入居

貸主又は、貸主代理の記名押印が必要です。あわせて、日付も記入してください。

2 注意事項

(1) 入居者は、貸主または貸主代理に退去(使用終了)する旨を説明し、なお、説明を行った証明として以下に貸主または貸主代理の署名と捺印が必要です。

私は入居者から退去(使用終了)日について説明を受けました。

平成○○年□□月○○日

貸主・貸主代理 株式会社○○不動産 代表取締役 ○○ □□ **印**

(2) 退去時に入居者の故意または過失による損壊に対する修理費用に関しては入居者の負担となります。

※退去時には必ず、貸主・貸主代理または仲介業者の立ち合いを受けて費用負担の確認をしてください。

3 個人情報の提供

終了後住所に係る情報を福祉的支援及び生活再建・帰還に係る相談対応・情報提供のため福島県及び関係自治体、社会福祉協議会、民生委員会等へ情報提供することを同意する。

※同意する場合は または を記入願います。